

新型コロナウイルス感染症 予防接種について



《新型コロナウイルス感染症とは？》

新型コロナウイルス感染症とは新型コロナウイルスに感染することにより起こります。感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。

症状は、発熱、咽頭痛、咳などが中心で、年齢が上がるごとに重症化するリスクが高まります。

1 新型コロナウイルス感染症の予防について

予防の基本は流行前に予防接種を受けること、感染経路を断つことです。人が多く集まる場所から帰ってきたときには手洗いを心がけましょう。アルコールを含んだ消毒液で手を消毒するのも効果的です。普段からの健康管理も重要です。栄養と睡眠を十分にとり、抵抗力を高めておくことも発症を防ぐ効果があります。

2 新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性

新型コロナウイルス感染症予防接種は重症化予防効果があることが確認されています。ただし、ワクチンを接種して免疫がつくまでには 1～2 週間程度かかり、免疫がついても発症を予防する効果は 100%ではありません。また、時間が経過すると発症予防効果は低下することが知られています。

3 新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応

主な副反応として、注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み等がみられることがあります。また、稀な頻度でアナフィラキシー（急性のアレルギー反応）が発生しますが、現時点で重大な懸念は認められないとされています。

4 接種対象者など

- 65 歳以上の人
 - 60～64 歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される人、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な人
- しかし、予防接種を受けることは義務ではなく、ご本人が接種を希望する場合のみに予防接種を行います。接種を受けるご本人が、同意書に署名できない場合や正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思の確認を含め、接種適応を決定する必要があります。

5 予防接種を受ける前に

1) 一般的注意

新型コロナウイルス感染症予防接種について、必要性や副反応、健康被害救済制度（裏面）についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に質問しましょう。十分に納得できない場合は接種を受けないでください。

予診票は、接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を担当医に伝えてください。

2) 予防接種を受けることができない人

- (1) 明らかに発熱のある人（※1）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっている人
- (3) ワクチンの成分に対して、アナフィラキシー（※2）など重度の過敏症の既往歴のある人
- (4) その他、(1)～(3)に入らなくても医師が接種不相当と判断した時

（※1）一般的に体温が 37.5℃以上の場合を示します。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。

（※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなければならない人

- (1) 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- (2) 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人
- (3) 過去に予防接種を受けて、接種後 2 日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた人
- (4) 過去にけいれんを起こしたことがある人
- (5) ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人
- (6) 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人

4) 予防接種を受けた後の注意事項

- (1) ワクチンを接種した後は、接種部位の痛みが出たり、倦怠感、発熱、頭痛や関節痛などが生じることがあります。できるだけ接種当日・翌日に無理をしないですむように予定を立てておくとよいでしょう。
- (2) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- (3) 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- (4) 頻度としてはごく稀ですが、ファイザー社及びモデルナ社のワクチン接種後に、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。ワクチン接種後 4 日程度の間に、胸の痛みや息切れ等の症状がみられた場合には、速やかに医療機関を受診してください。

6 予防接種の自己負担金

町内に住所を有する接種対象者は、自己負担金は 4,700 円です。（対象者 1 人あたり年 1 回のみ）

生活保護法による被保護世帯に属する人や市町村税非課税世帯に属する人で、証明書を提出された方は、自己負担額が免除になります。

《予防接種副反応疑い報告制度》

予防接種による健康被害またはその疑いのある患者を診察した場合、医師は次の事項に注意すること。

- ① 患者または家族から詳しく問診し、既往疾患を確実に記載する。
- ② 主要症状について確実に把握し、詳細を記載する。
- ③ 予防接種法に基づく報告基準に該当する臨床症状のあった場合は、直ちに「予防接種後副反応疑い報告書」を用い、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告する。なお、健康被害者の個人情報の取扱いには十分注意すること。
- ④ 本制度は予防接種との因果関係の有無に関係なく予防接種後に健康状況の変化をきたした症例について報告を行うものであり、これらの症例の中には、予防接種との関連性が考えられない偶発事象等も含まれているため、後述する「予防接種健康被害救済制度」と直接結びつくものではない。

《予防接種健康被害救済制度》

予防接種による健康被害者からの健康被害救済に関する請求について、当該予防接種と因果関係がある旨を厚生労働大臣が認定した場合、町長は健康被害に対する給付を行う。給付内容の種類は以下のとおり。

医療費及び 医療手当 (医療手当のみの 請求も可)	予防接種を受けたことによる疾病について受けた医療に要した費用およびその入院通院等に必要な諸経費を支給。(入院を要すると認められる場合に必要程度の医療に限る。)
障害年金	予防接種を受けたことにより一定の障害の状態にある 18 歳以上の者に支給。
遺族年金	予防接種を受けたことにより死亡した者が生計維持者の場合にその遺族に支給。
遺族一時金	予防接種を受けたことにより死亡した者の配偶者又は同一生計の遺族に支給。
葬祭料	予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者に支給。

※ B 類疾病の請求期限

医療費：当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から 5 年。

医療手当：医療が行われた日の属する月の翌月の初日から 5 年。

遺族年金、遺族一時金、葬祭料：死亡の時から 5 年。ただし、医療費、医療手当又は障害年金の支給の決定があった場合には 2 年。